

平成30年度第3回京都府食の安心・安全審議会議事要旨

1 開催日時

平成30年11月12日（月）午前10時から11時30分まで

2 場 所

京都府職員福利厚生センター第4、第5会議室

3 出席者

【審議会委員】

中坊幸弘会長、東（あずま）和次委員、有地淑羽委員、内田隆委員、上林喜寛委員、君塚孝一委員、中川恵美子委員、東（ひがし）あかね委員、牧克昌委員、水口靖彦委員、森山敦子委員、山岡景一郎委員、山本隆英委員

【京都府】関係職員

【傍聴】1名

4 次 第

（1）開 会

（2）協議事項

- ・第5次京都府食の安心・安全行動計画（平成31～33年度）最終案について
- ・京都府食の安心・安全行動計画に基づく施策の実施状況（平成30年9月末時点）について
- ・平成31年度食品等の収去検査計画策定のための意見聴取について

（3）報告事項

- ・食の安心・安全に係る京都府の取組について

（4）閉 会

5 議 事

【協議事項】

(会長)

それでは、早速、本日のお手元の次第に沿って進めさせていただきます。

まず、2番目の協議事項で、第5次の京都府食の安心・安全行動計画最終案を作成というところで、事務局のほうから御説明をお願いします。

(事務局)

私から、第5次計画の最終案について、御説明させていただきます。

説明に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。次第と名簿、スケジュール「行動計画の策定について」という1枚物、資料の1-1、1-2、1-3、1-4-1、1-4-2、1-5-1、1-5-2、参考資料、資料2があるかと思います。不足等がありましたら、事務局のほうにお申し出ください。

それでは、早速、説明のほうに入らせていただきますけれども、まず資料1-2をお手元に御用意いただきたいと思います。

パブリックコメント以降、その意見を反映したものを最終案ということで、本日、資料1-2でお示ししております。

まず、主が変わったところを、一通り簡単ですけれども説明していきたく思っております。

まず、資料1-2の4ページをご覧いただきたいんですけども、今回、柱が2つということで、これまでより皆様にお知らせしてきたところがございますけれども、その柱の1の文言につきまして、今まで、「新たな法制度等への対応力向上による食の安心・安全基盤強化」というようにしておりましたけれども、その「基盤強化」をもう少しわかりやすい表現でということで、「新たな法制度に適應できる食品関連事業者等の育成」と、柱の自身がよくわかるような表現にさせていただいております。

それから5ページも同じような趣旨でございますけれども、(1)でございますが、これまで「信頼ある食品関連事業者の育成」ということにしておりましたけれども、「安心・安全な食品を提供する事業者の育成」と修正いたしております。

それから、その下になりますが、下から2段落目に、後で詳しくお話ししますが、前回の審議会でHACCPが2つの基準であるということや、一般衛生管理をした上でのHACCPであるということをも明記するべきではという意見がございましたので、そこを反映して、この段落を設けさせていただいております。

それから6ページ、上から2段落目になりますが、パブリックコメントの時点でも、「食品のトレーサビリティ」については取り組んでまいりますということで書いておりました

けれども、もう少し詳しく、「国の資料などを活用して考え方を広めます」という文言を加えたということと、これについては行動目標として、下の表ですけれども、⑨ということで、「食品トレーサビリティに関する研修会」を開催5回ということで、新たに追加させていただきます。

それから、8ページになりますが、これもタイトルを中身がよくわかるようにという趣旨での修正です。これまで「みんなにやさしい食環境の整備」としておりましたけれども、「誰もが安心して食事ができる環境の整備」と修正をしております。

それから、下の表の⑩番も、「きょうと 健康 おもてなし 食の健康づくり応援店」の目標数値を800に修正しました。

それから、12ページをお開きいただきたいと思います。

こちら(1)ですけれども、趣旨は同じで、タイトルを少し修正しています。最初は、「府民と事業者の交流促進と府民参画」でしたけれども、「府民と食品関連事業者の交流による相互理解の促進」というふうに見直ししました。

それから13ページの(2)、中ほどですけれども、このタイトルも、「府民へのわかりやすい情報発信と学習環境の充実」ということにしておりましたけれども、どちらかという、情報が氾濫しているということもあって、むしろ、選択力を高めていただくためには、学習環境を充実していくべきということで、「府民の食に関する学習環境の充実」と見直ししております。

それから、14ページ(3)になりますが、これまで「京都ならではの食文化ともったいない精神の次世代への継承」としていましたが、そこを「京都ならではの食文化の継承と食を大切にすることの意識の向上」と修正いたしております。そして、行動目標の表で⑪番と⑫番、「食べ残しゼロ推進店舗」を、飲食店版と食品小売店版数の2種類あることが分かるように直しているということと、目標数値をそれぞれ380と200に修正しております。

それから15ページですけれども、最後、「食の安心・安全に関わる危機管理対応」ですが、これはこれまで(4)ということになっていたんですけれども、2つ目の柱の(4)というふうに見えてしまうので、ここは「3」ということにして、番号を修正しました。

ということで、これから詳しくは説明しますが、パブリックコメント以降の修正点としては、以上になります。

それでは、各委員の皆様への意見への対応状況について、御説明したいと思います。

お手元に、資料1-1を御用意いただければと思います。資料1-1では、項目ごとに御意見を分類して書かせていただいております。

まず、資料の1ページの主に「アウトカム」のことですが、計画を進める上でのアウトカムや目標数値の設定はどのようにして考えられたのですか、というような御意見がありました。

そこで、1つ目のアウトカムですけれども、数値で示していただきたいという御意見だったんですけれども、こちらについては第2章ですね。先ほどの最終案でいうと4ページ

になりますけれども、こちらの第2章の柱の1の2段落目になりますが、その最後の部分に、「食中毒や食物アレルギー、食品の規格基準違反、食品表示違反などが発生しないことを目指します。」と。これらの取り組みを通じて、こういう違反がないようにしていくというような文言を追記いたしました。

それから、2つ目の柱の「アウトカム」としましては、いろんな府民向けの取り組みをするわけですが、これらの取り組みへの参加者が、食の安心・安全について理解できたという人を増やしていくということを評価基準として目指していきたいという、数値ではございませんけれども、そういう文言を書き加えさせていただきました。

そして、目標の設定の考え方についてでございますけれども、そちらについては、資料の1-3を御用意いただければと思います。

こちらの各柱ごとの具体的な取り組みと、それから29年時点の現状の数値、それから31年、32年、33年度の各年度ごとの取り組み目標と、そして、数値目標の考え方を示させていただいております。例えば、1番であれば、「HACCP、食品表示推進検討会の設置・開催」という目標に対して、現在はしてませんが、今後3年間4回ずつすると。それは四半期ごとに1回程度を目途に進めていくというようなことで、全ての項目について、年度の目標と考え方をお示しさせていただいておりますので、こちらをあわせてご覧いただければと思います。また、目標単位が「延べ」なのかわかりづらいという御意見に対しましては、資料1-1の1ページの一番下に書きましたけれども、④から⑩まで、わかりにくい単位については、修正して、今回お示ししているということでございます。

では、資料1-1、2ページをご覧いただきたいと思います。こちらでは、順番にお話ししますが、まず、府市協調をしっかりとするという御意見をいただきました。これにつきましては、パブリックコメントをしました際に、京都市のほうに出向きまして説明をさせていただきました。計画本体には、そのことには触れておりませんが、個々の取り組みについては連携していくということで確認させていただいたのと、そのほかの市町村についても、最終の計画はもちろん共有いたしますし、個々の取り組みについて引き続き連携しながら進めたいというふうに思っております。

それから、「京都府くらしの安心・安全推進本部」の取り組み内容を記載するべきではないですかということと、府の職員のスキルアップという御意見に対してですが、この行動計画につきましては、最終、冊子を作りますが、その冊子には資料編を設けますので、「くらしの安心・安全推進本部」については、その資料のところに書き落としたいと思います。また、職員のスキル向上については、訓練とか研修会等を通じて個別にスキルアップを図っていきたくて考えております。

それから、数値目標が減っているものについてですが、前回の審議会後、数値目標を見直したのもございますけれども、現時点で減っているというのが27番です。資料1-3でいうと⑩番になるんですけれども、ここに食品営業施設の監視指導ということで、2

9年度が42回、平成31年度以降は40回ということになっておりますけれども、これは29年度も40回という目標の中で、臨時的に立入をすることもございますので、結果的には42回であったということです。40回という目標設定ではございますけれども、あくまでも40回以上やりますという趣旨ですので御理解いただきたいと思います。

では、資料1-1の3ページ、「GAP関係」でございます。GAPにつきましては、第三者認証の取り組みを目標にしておりましたけれども、そもそも考え方を広めたり実践する農家を増やすことが大事であるとの御意見でしたので、これにつきましては、第3章の1の(2)の⑩番に、「農業者向けGAP実践に係る研修会の開催」ということで、最終案の7ページになりますけれども、この項目を前回の審議会後新たに追加いたしまして、パブリックコメント版では反映しております。実践研修を通じて考え方や実践者を広めるということでございます。

第三者認証取得の年度計画については、先ほどの1-3をご覧ください。

「トレーサビリティ」に関する御意見もいただきました。「京都府が他県に先駆けて取り組んでいることなので広めては」との御意見に対しましては、同じく第3章の1番の柱の(1)でトレサビリティの考え方を広めるということを記載し、⑨番で数値目標として、研修会を開催するというを新たに加えさせていただいております。

それから資料1-1の4ページになります。次は、「HACCP」あるいは「食品表示の法改正」に関することでございますけれども、これについては、例えば、HACCPは、一般衛生管理をした上で取り組むものであるべきということやそもそもHACCPの今回の制度化には2つの基準があることをしっかり、わかりやすく書くべきという御意見を賜りましたので、これは骨子案や、今回の最終案に反映させていただいております。最終案の5ページ(1)の「安心・安全な食品を提供する事業者の育成」という部分で、HACCPの制度化について、今回の「HACCPに基づく衛生管理」または「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の2つの基準のうち、食品等事業者の規模や業種等を考慮して、一般衛生管理を実施した上で、どちらかの基準を遵守することになる、ということを文言を追加させていただいております。

また、各法の経過措置期間等や文言の定義がわかりづらいということに関しましては、もちろん事業者向け等の講習会で周知してまいりますし、冊子の用語集等で文言の定義などは入れていきたいと思っております。

そして、「持続可能な農業」ということでSDGsについてですが、これは国際的な動きということで、最終案の7ページ第3章の1の(2)の1段落目の2行目になりますが、「国連でSDGsが採択されるというような動きがあります」ということで、文言を追加させていただいております。

それから、5ページをご覧ください。5ページ、まず「緊急時の食に関する対応」ということで意見をいただいております。これにつきましては、府民一人ひとりの自己責任の意識を高める必要と府の役割について、きちんと示していただきたい。あるいは、南海

トラフ等が懸念される中、柱立てをしてはいかがかという御意見を賜りました。

府民一人ひとりへの啓発につきましては、リスクコミュニケーションや講習会の中で推進していこうと思っているということが1点と、それから災害時の対応については「参考資料」をご覧ください。

こちらに「京都府地域防災計画」というのがございますが、その中に、「一般計画編」、「震災対策編」、「原子力災害対策編」、「事故対策計画編」と4つの編で構成されております。それぞれの中で、食料の調達や、衛生確保について明記されています。その抜粋を参考資料として付けておりますが、参考資料の後半7ページ以降は、その災害時に向けて府が、一般の団体であるとか民間の企業の方々といろんな協定を結んでおりますので、お示しさせていただきますいております。このように府の中で一定の役割分担があるという中ではございますけれども、こういった関係部署との連携として、個別には取り組んでいきたいと考えているところです。

そして、「農薬」に関してですけれども、百円均一をはじめ一般の店で売っているということで一般消費者への注意喚起が必要ということでしたが、いわゆる農薬取締法で登録されている農薬については、農薬取締法に基づき、京都府でしっかり監視をしていますが、よく似たようなもので「除草剤」や「殺虫剤」といったものも、一般的には売られています。それらについては、本来の目的外に使用されることがないように、適正使用について周知に努めてまいりたいと思っております。

そして、「マイクロプラスチック」は、大きな最近の話題になっている、環境悪化の話題になっているということで項目立てをしてはいかがかという御意見でしたけれども、これにつきましては、確かに社会的、国際的な課題であり、環境省も調査をしているところでございますが、食品安全委員会のリスク評価という部分ではまだされていないという状況ですので、現時点では国の動向を注視しながら、環境等の部局と連携して対応を進められたらと思っているところです。

以上が8月の審議会の時点でいただいた意見に対する考え方でございまして、パブリックコメント版に反映したり、あるいは、今回の最終案で反映した部分はお伝えしたとおりでございます。また、審議会以降にも何点か委員から御意見をいただいておりますので、それについても少し御説明させていただきます。

まずは、全般ということで、そもそもこの数値目標がよいかどうかの判断材料をいただきたいということでしたので、今回、資料1-3をご覧ください、御判断いただければと思っております。

それから、「食を取り巻く情勢・動向」の、書き方の問題ですけれども、8月の審議会の時点では、「食の情報の氾濫」という部分に「外国人向けの情報発信」と書いてあったので、そこは「食の安全に関する情報の氾濫と情報のあり方」にすべきではという御意見でしたが、そもそも外国人向けの取り組みは、「情報発信」のほうから「食環境の整備」という項目に移動したので、ここは修正しておりません。また、「食を取り巻く情勢・動向」のここ

ろで、産地偽装と自主回収の書き方がわかりにくいということと、実際どのぐらい発生しているのかを書き落としてはという御意見だったんですけども、産地偽装や自主回収については、書き方を修正しております。ただ、自主回収の報告が任意であるということや、食中毒は現状によりばらつきがあるということで、計画本体の最終案の中では、数値としては記載はしないということにしております。

それから、「みんなにやさしい食環境の整備」のところ、以前、「子ども食堂」という文言を使っていましたが、委員の指摘も「子ども食堂だけではなく、いろんなサロンがあるよ」ということでしたので、こちらについては、「子ども食堂」という文言はなくして、「子育てや高齢者のサロン」という言い方で修正しておりますし、実際にボランティアの方々と取り組みを進める場合も、幅広く連携して進めたいと思っています。

それから、8ページの「緊急時の食に関する対応」で、これは先ほども少し触れたんですけども、一般企業に食の確保について協力を求めたり、食料備蓄について要請してはとの御意見でしたけれども、先ほどお示ししました京都府地域防災計画の中でも、協定を結んだり、各企業に食料を備蓄するようというようにお願いをしているというようなこともございますので、いただいた意見についてはまた関係部署につないでいきたいと思えます。

そして、「野生鳥獣肉」の取り扱い食肉処理施設の監視指導率については、全ての処理業者の数について把握しておりますので、それを全て回るといような計画、取り組みにしてまいります。

「食品ロス削減」につきまして、「ドギーバック」の採用を進められないか、アメリカ等では採用されているとのことですが、衛生管理の問題等もあるのですけれども、これについては、食べ残しゼロ推進店舗の認定の要件の中に、食品を限定したり、あとは利用客の方が自己責任という同意も得た上で、持ち帰りも推奨しているというようなことはございます。それで、衛生管理の部分にはしっかり留意していただいた上で、認定店舗に取り組みを進めていただくようにしていきたいと思っております。

以上が各委員からいただいた意見への府の考え方になります。

それでは、9ページ目以降は、パブリックコメントを取りまとめたものとパブリックコメント期間中に生産者団体の方々や消費者団体の方々と、次期行動計画の案につきまして意見交換をさせていただきましたので、その内容についても、一部ここには入れさせていただいております。パブリックコメントですが、10月中に意見募集をしまして、10件24の御意見をいただいております。中には、賛同しますという御意見も書いていただいておりますので、それについての説明は今回は省略いたしますけれども、右端に小さく数字が打ってありますが、それが意見ナンバーということで、これからの説明では、このナンバーを見ていただきたいと思えます。

まず、「HACCP」に関しまして6つの御意見をいただいているところです。趣旨としては、やはり事業者が取り組まなければならない大変なことや、京都府内には小規模な事

業者が多いので、そのことも踏まえてきめ細かい対応をお願いしたいということでございます。それにつきましては、今回、行動計画の中で、業種別の研修に取り組むということにしておりますし、我々も同業者の方に集まっていただいて研修するほうが効率的かつ効果的であるというふうに考えておりますので、中小の事業者向けにもきめ細かく対応していきたいと思っております。また、京都市内の事業者については、京都市の管轄でございますが、そこもうまく連携し、あるいは、役割分担して取り組んでいきたいと思っております。

また、今回の制度化が、いわゆる農業者で加工食品等をつくっておられる方も対象になってくることを想定しまして、そういう農業者向けの研修会も、食のマネジメント研修ということで取り組んでいくこととしております。

それでは、10ページをご覧くださいまして、次は、「食品表示」に関することでございます。またこれも新しい制度で、そもそも食品表示法ができて、新表示に切りかえていただいている段階であるということに、加えて、「原料原産地表示の義務化」ということが出てきていますので、事業者にきめ細かな講習を要望しますという御意見、また、表示にはほかにアレルギー表示や遺伝子組み換えの表示も検討中ではありますが、そういう動きもありますので、事業者向け・消費者向けに講習会を要望しますということです。これにつきましても、回数としては、20回ということにしていますが、当然、要望に応じた出前講座等もしていくつもりですし、保健部局や市町とも連携して取り組みを進めて、いろんな事業者の方がスムーズに対応できるということ、あるいは、消費者の方が表示をしっかり見て、買い物のときに参考にしていただけるような、そういうふうな体制を引き続きしていきたいと思っております。

それから、「持続可能な農業」の部分で「SDGs」と「温暖化」という文言について、御意見を賜っております。「SDGs」については、「課題」というところに記載してはということでしたけれども、持続可能な農業の推進がその一部ということで、今回は課題には設けておりませんが、項目の中には、先ほど申しましたとおり、国連で採択されたという動きを記載させていただきました。

それから、温暖化について、温暖化だけではなく、ほかに寒冷ということも出てくるという御意見ですが、温暖化というのは、この最終案の中では例示ということで、気候変動に対応する取り組みを実施していきたいと考えております。

それから、11ページですけれども、「食に携わるボランティア」、あるいは「緊急時」のボランティアのことで、12番から14番までの3つ、ボランティア関係の御意見をいただいております。これにつきましては、基本的には各振興局のエリア単位で開催を想定しておりますけれども、出前講座等要望があれば対応していきたいと思っておりますし、特にボランティアセンターやボランティア団体との連携ということは、取り組みを進める中では、我々も協力していただいたほうが進めやすいかと思っておりますので、連携して進めたいと考えております。

それから、「ヤングサポーター」についてですが、まずは、卒業後も活躍していただくべ

きだということや、最終案の中では、家政系の大学生を中心としています、「もっと広がりを持たせて活動しては」という御意見でした。もちろん、卒業後も「食の安心・安全協働サポーター」というボランティア活動がありますので、そちらのほうへの誘導に取り組んで継続的に御活躍いただけるようにしていきたいと思っておりますし、あと、はじめは家政系の大学生を主な対象にと思っておりますけれども、大学生協などとも連携できれば、広く大学生の方々に御参加いただけるかと思っております。

それから、めくっていただきまして12ページになります。「リスクコミュニケーション」についてですが、リスクコミュニケーションは大変重要だということで、今後、次年度のリスクコミュニケーションのテーマについて、年度末の審議会で、討議してはどうですかという御意見でしたので、それは御意見のとおりかと思っておりますので、例年3月に審議会を開催させていただきますけれども、そのときに翌年度のリスクコミュニケーションのテーマについても、皆さんの御意見を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、「食品ロス」についてですが、これについては「食べ残しゼロ推進店舗」の目標数値が低いのではないかという御意見をいただいておりますし、自治体だけではなく、いろんな事業者や府民との協働が必要ということでございます。店舗が少ないということにつきましては、最終案の14ページのところに書きましたけれども、対象となる飲食店の10%程度を目標とし、100店舗から380店舗に目標を修正しております。もちろん、これまで食品ロスの府民会議を策定する中でも、行政だけではなくて、事業者や府民の方々にも参画していただいておりますので、これらの方々との連携は引き続きしながら取り組んでまいりたいと思っております。

13ページを見ていただきまして、「放射性物質」に関してですけれども、今回の計画で放射性物質の検査数についての数値目標はございません。検査をしないのかという御意見がありました。これにつきましては、平成23年度の震災以降、府内産の農林水産物や流通食品の放射性物質検査をしてきたわけですけれども、平成24年度以降、基準値の超過はないという現状と、現在もなお国が指定する周辺エリアの17府県については、検査が実施されているという状況を踏まえて、食の安心・安全審議会の放射線部会に検査の継続についてお諮りし、数値目標には設けてはおりませんけれども、引き続き収去検査等で検査は実施していくということと、むしろ、まだ不安に思っておられる方がおられるので、放射性物質をテーマにしたリスクコミュニケーションを通じて、府民の不安解消にも少し軸足を置きながら、取り組みを進めていきたいということでございます。

それから、最後、「マイクロプラスチック」につきましては、委員の意見の中にもございましたけれども、国の動き等を注視しながら、関係部局と連携して対応したいと考えておりまして、これらの意見を反映してパブリックコメント版や今回の最終案を策定したということになります。

事務局からは以上です。よろしくお願ひします。

(会長)

はい、ありがとうございました。今、お聞きになったとおりで、前回の骨子案から今回の最終案作成までの経緯、それからどういうふうに委員方の御意見を盛り込まれたかと、ということの説明がございました。

御意見とか御質問、ございましたらどうぞ。

今回は、前回かなり意見を出していただいて議論した部分を大幅に盛り込んでいただいて最終案が作成されているという状況ですけれども、皆さん方、御意見とか御質問ございますか。

はい、委員。

(委員)

すごく丁寧につくっていただいて変わった点も見えますので、とてもいいものができるんじゃないかなと思いました。来る前は、アレルギーについてどういうところと連携するんですかと質問しようと思ってたんですが、ちゃんとここに、補足のところに入っておりましたので、御質問はしなくてもいいかと思います。ありがとうございました。

(会長)

ほかにごありますか。

はい、委員。

(委員)

最終案、どうもご苦労さまです。ありがとうございました。

拝見して、3点ほど意見を言わせていただきたいと思います。

前回までに言いたいことはほとんど言わせていただいたので、それを庁内の中で検討して、最終案の行動計画として出てきたのですから、これ自体は、そもそも京都府庁の行動計画で、これ以上私は何も言うことはありません。その上で文言や書きっぷりについて、は良いのではないかと思います。

ただ、やはり先ほどの資料1-1を拝見すると、我々の意見に対しての回答を見ますと、私自身は、災害のことを中心に述べさせていただきましたが、まだ私の災害時のイメージと府庁のイメージの間には、ギャップはあるのかなというのは感じました。その上で、私は行政の限界というものはある程度わかっているつもりで発言していますので、いろいろここにある協定も結んでいることも存じた上で述べさせていただいています。そのギャップ、行政の限界について、私自身は自己責任でやれるべきことをやった上で、行政のサービスを運がよければ受けられるだろうなという程度に思っていますが、多くの府民の中には、府がこういった計画を立ててくれているのだから安心していけばいいとか、自分が

やれる工夫、すべきことを余りやらないで、いざとなったらお願いしますというようになるのが一番恐ろしいなと思っていますので、その辺はこのリスクコミュニケーションであるとか、研修会でじっくりと醸成させていただければと思います。

2点目は、その研修会とかリスクミですが、今、放射性物質のことなども報告されましたけれど、放射線の中でも研修とか非常にたくさんやっていて、中核人材研修だとか、派遣チーム研修とか、いろんなことをやっています。原子力規制庁については、今年見直しがされて、その研修の体系化というのが課題になっていて、研修とかリスクミをやるのであれば、やはり対象者レベルとか、それをやる目的とか、やったことについてどこまで到達させるのかという到達目標レベルとか、そういったものを体系化して、最終的には受講者の受講歴等も管理して、どういう人材を研修で育てるなど、目標をきちんと立てないと、結局、回数だけでやりっ放しになってみたり、あっちの研修もこっちの研修も重複していたりとか、非常に効率的、効果的に進まないということが課題になっています。一般府民にただ周知するというのであれば、フォーラムとかシンポジウムとか、対象を限定しないで多く来ていただくということはあるのでしょうか、研修会とか講習会とかいうことになれば、それはきちんとした戦略を立ててやっていただかないと、余り意味がなくなってしまうかなと思います。

3点目は全体を見ると、やはり府民とか府内企業に対して非常にアプローチする項目が多いのですが、府庁内に対するものは、余り書かれていないと感じます。やはり府庁のレベルが上がるということは、我々の食の安心・安全についての最も大きな安心材料になりますので、ここには余り書いていないのですが、もっと内向きの取り組みを重要視していただいて、ぜひとも研修とか訓練とかを積極的に実施して、府民の食の安心・安全を向上するように努力していただければと思います。

以上です。

(会長)

今の御意見に事務局、何かコメントありますか。

(事務局)

はい、貴重な御意見ありがとうございます。我々も横の連携というのをしっかりやろうという意識は皆持っているんですけども、外から見ると十分できてないというようなこともあるのかなというふうに思っておりますので、しっかり受けとめさせていただいて、今後の内部の取り組みに生かしていきたいと思っています。

(会長)

はい、よろしくをお願いします。

ほかにございますか。はい、委員。

(委員)

ちょっと離れるかもわかりませんが、本来、こういう30年度のあれがまとまったということで、今、拝聴しておりますけれども、この食の安心・安全のためのまず基本的なことは、その検査方法だと思いますね。私は骨子のあれを送っていただきまして、ざっと読ませていただいたんですが、その検査するところが保健環境研究所、伏見区、それから中丹西保健所と2つしかないみたいな感じがするんですが、最も大事な検査について、検査に従事されている職員の方の資格といいますか、例えば獣医師とか化学系の大学を出た人とか、そういう人たちが恐らく従事されているんだろうとっておりますけれども、まずその機構です、規模です、これをこの次の段階でも結構ですから、検査機構の内容についての記載がいただきたいなと思っております。

そういうことでいろんな検査があるでしょうけども、ここにも書かれていますけども、農産、食肉、卵類です、で、乳とか魚介類、加工食品などの検査をピックアップして検査をされていると思うんですが、その中で放射線とか、それから残留農薬とか、動物用医薬品とかも書かれていますね。微生物とか。そういうチェックがされておられると思うんですが、まずこの機構は、府としてまだ検査機構がちょっと寂しいなという感じを持ちました。それがやっぱり非常に重要なファクターでございますので、これがしっかりしてないと、食の安心・安全に立脚することはできないんじゃないかなと危惧しておりますけども。

以上です。これについて善処していただけたらと思っておりますけど。できたら一般市民がこういう、ここの発行の書類をいろんなときに、全員の方が——全部じゃないでしょうけども、あれっ、これはどこでこれやっているんだろう、どういう手法でやっているんだろうと、こういう疑問が出てくるんだろうと私は思っております。この点を善処して、1項目を加えていただけたらなと思っております。

以上です。

(会長)

ちょっと今のことへの回答と、それからここに盛り込むというのは、次の項目のところもありますので、ちょっと疑問に思われていることに対して如何ですか。

(事務局)

生活衛生課です。どうぞよろしく申し上げます。

今、御質問がありました検査をしている機関ですけれども、今現在、御指摘ありましたように、福知山にございます中丹西保健所と、伏見区にございます保健環境研究所、ここが検査を実施する機関となつてございまして、後ほど資料の1-5で、もう少し詳しく説明をさせていただこうと思うんですが、北部の拠点として福知山の中丹西保健所を

置きまして、南部の拠点として保健環境研究所を置いているということになります。そのほかに、食品衛生法に基づく収去検査以外では、農林水産部の亀岡にあります農林センターでも検査を行っております。この計画に基づきます検査の状況、あるいは検査結果につきましては、ホームページですとか、あるいは法違反となるものにつきましてはプレスで公表させていただいております。御指摘のありますように、少しわかりにくいという内容の部分があるかと思っておりますので、よりわかりやすく、見直しのほうは引き続き行ってまいりたいというふうに考えます。

(会長)

はい、どうぞ。

(事務局)

衛生関係での検査体制の関係ですけれども、京都府では、今、保健環境研究所と、それからもう1カ所、中丹西で中心的にやらせていただいております。

食品関係の検査が随分と最近機器も良くなってきて、求められる検査もかなり、例えば遺伝子レベルでの検査というふうに、以前と随分内容が変わってきておりますので、それに要する検査機器なんかはかなり高額で、維持費もかかるというふうなことで、ちょっと検査を集約する形で今運用させていただいております。で、ちょっと南から北までかなり長くなっているんですけれども、道路事情もよくなりましたので、検査の検体を運ぶのも以前と比べたら随分迅速にできるようになりましたので、本当に最新の高度な機器でスピード感を持って検査結果を出すということが、府民の方の安心・安全につながると思われまますので、現在、京都府では集約化という方向で検査させていただいております。

保健環境研究所につきましては、今、京都市の施設と合築で今新しい建物を建てており、来年の秋以降に完成となっております。その際にはまた検査のレベルも少し上げるような形で取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解いただけたらと思っております。

以上でございます。

(会長)

はい。それでは、この最終案に関して、御質問とか御意見ございますか。

一応、本日、ここで議論をして、お示ししていただいたこれが、最終案で、議会にということですね。

(事務局)

はい。ほぼこの案になると思っておりますが、一応、内部でもう一度チェックをいたしまして、修正の上、議会に提出するという予定をしております。

(会長)

はい。それで、それぞれ章立て、それから各項目、それから実際の数値目標、そういうこと全般に関して、御質問ございますか。

まだ前回のときには骨子案だったから、皆さん熱心に議論いただいて、それがかなり反映された形で、本日の最終案ができ上がってきたということですが。

それでは、御意見ないようですので、これを最終案とさせていただきます。はい、有難うございました。

それでは、2番目の「京都府食の安心・安全行動計画に基づく施策の実施状況」ということで、今年度最後の年度になりますけれども、平成30年9月末時点での報告をいただきます。事務局よろしくお祈いします。

(事務局)

はい。それでは、資料1-4-1と、資料1-4-2というA3の資料を御用意いただきたいと思ひます。

こちらのほうに、今年度の9月末時点での進捗状況を一覧として載せております。時間の関係もございまして、主に進捗の悪いものについて、御報告させていただきますので、資料1-4-2を主に見ていただけたらと思ひます。

まず、その数値目標の丸い数字で言ひますと5番になりますけれども、「きょうと食の安心・安全フォーラム」というのができていないということになっておりますけれども、こちらについては、例年1月か2月にするということになっておりまして、資料1-4-1の冊子に、各個別の取り組みの進捗状況の詳細をお示ししておりますけれども、その9ページになります。一応2月7日にこの福利厚生センターで、100名程度の皆さんに集まっただいて、事業者の方と府民の方の、交流をするということで、今これに向けて取り組んでいるということでございます。

それから、8番の「消費者、生産者等との交流・意見交換」ということですが、資料の13ページを御覧下さい。こちらは、主に、生産者と消費者の方の交流会というのを各振興局単位でしているものがございますけれども、農業者の方は夏場は忙しいということで、年度の後半にするという計画で、11月から2月にかけて、各地域でしていくという予定で今進めていると聞いておりますので、ゼロですが、取り組みに向けて進んでいるということです。

それから、10番になります。食の安心・安全協働サポータースキルアップ研修会」ということで、こちらは15ページになります。こちらは11月に各地域で実施しており、11月6日、南丹市を皮切りに今月いっぱいかけて食品表示に関するスキルアップ研修を開催するという予定で、9月末時点ではゼロでしたが今順次進めているということでございます。

それから、次は、丸数字の12番の「食の府民大学の開講・講義の追加」ということで、

資料で言いますと17ページになりますが、9月時点では講座をあげ切れてなかったんですけれども、10月の段階で「食品ロス削減のための冷蔵庫の整理収納」ということで6講座上げています。9月末までのアクセス数も書いておりますけど3449回のアクセスがあったということと、あと、今後の予定としては、食品表示に関する講座や、できれば食中毒、去年、総論をあげたんですけれども各論のほうをあげていけたらと思っているところでございます。

資料1-4-2の2枚目に行きまして、こちらでは39番、「農薬管理指導士の新規登録者」というのがございます。こちらは、そもそも新規登録者を養成する講習会を来年の1月に予定しているということで、こちらも今は準備段階ですけれども、新規の方の養成に向けて進めているということで、9月末実績としてはゼロになっておりますが、新しい方を登録予定しているということになります。

少し簡単にはなりますけれども、進捗の悪い部分について御説明をさせていただきました。細かい点で不明の点がありましたら、質問いただけたらと思いますので、よろしくお願いたします。

(会長)

はい、ありがとうございました。

御質問、御意見ございますか。今年度の、あと4カ月ほど残っておって、まだ実施、これからされる部分もありますので。

ございませんか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(会長)

それでは、この実施状況については、現時点で、まあ順調に進行しているということで、残り達成をしていただきたいということで、終わります。

それでは、3番目の「平成31年度食品等の収去検査計画策定のための意見聴取」ということで、先ほど御質問も出ましたけれども、年度の食品等の検査計画ということで、お願いたします。

(事務局)

そうしましたら、資料の1-5-1をまずご覧いただきたいのですが、健康福祉部で行っております食品等の収去検査の計画策定のための御意見をいただくためのお願いでございます。

本日、この場で直ちに御協議いただくことはなかなか難しいかと思っておりますけれども、昨年の状況、あるいは、現在の概況を説明させていただきまして、本日何か御意見がございましたら承りたいというふうに考えております。

この計画は、食品衛生法の第24条の規定によりまして、年度ごとに策定しております食品衛生監視指導計画の中に位置づけておりますものでございまして、例年と同様の手続ではございますけれども、食の安心・安全審議会で御意見をまずお伺いいたしまして、府の関係機関で協議をした後、消費者団体の方々と意見交換会を経まして、改めて食の安心・安全審議会に御報告をさせていただいた後、次年度の計画として策定しておるものでございます。来年度の計画につきましても、今年度末までに策定予定で作業を進めておるところでございます。

年間の計画に基づきます通常の検査につきまして、食品等の種類、あるいは検査項目、検査の検体数などに関しまして、御意見をお伺いしたいというふうに考えておりまして、資料を1枚おめくりいただきましたら、「食品等の検査計画に対する意見」というペーパーを1枚つけさせていただきます。

裏面も加えまして、この項目に必要な事項を御記入いただきまして、11月30日（金曜日）までに生活衛生課まで御提出願えればというふうに考えております。

また、昨年状況それから今年度の状況についてですけれども、資料1-5-2、A3の縦長の表をごらんいただきたいんですが、まず29年度の収去の検査の結果です。

収去検査といたしましては、残留農薬あるいは抗生物質など、750検体について、野菜の種類など多少の変更はあるものの、検査項目としては計画どおりに全ての検体を収去検査し、結果として、違反となるものはございませんでした。

このうち、流通食品の放射性物質の検査につきましても、計画どおり200検体の収去検査を実施いたしまして、全て基準値以下でございました。

続きまして、次のページになりますけれども、もう1枚おめくりいただきまして、30年度の食品等の検査の計画でございます。今年度の収去検査の計画といたしまして、総検体数は、昨年度と同様750検体としております。10月末までに409検体につきまして検査を実施いたしました。10月の収去分につきましては、現在まだ検査中のものもございまして、9月末までに収去いたしました検体につきましては、食品衛生法上の基準に違反するものはございませんでした。このうち、府内で流通いたします食品の放射性物質検査につきましても、計画200検体に対しまして10月末までに134検体を収去しております。9月末までの検査で全て基準以下でございました。現在のところ、収去数は、全体といたしましては計画の55%程度でございまして、年度内に達成できますよう効率的に業務を進捗させてまいりたいと考えております。

また、お示した資料には含めておりませんが、食中毒の関係では、今年度4月以降でノロウイルスによります食中毒が1件、アニサキスによります食中毒が1件、発生しております。また、夏季、7月から9月までの3カ月間でございまして、毎年度実施している食中毒注意報の発令状況については、大変な猛暑が続いたこともございまして、過去5年間と比較しますと最も発令数が多く、計14回の注意報を発令いたしました。北部で8回、南部で9回、うち重複したものは3回ございました。また、11月から3月

まで、冬季の食中毒注意報の発令時期に位置づけておりますけれども、今年度はこれまでのところ発令の実績はございません。

以上、簡単ではございますけれども、来年度の収去検査策定のための意見聴取をお願いとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございました。

今の資料2の一番最後の添加物の使用基準違反というのは、これは収去で見つかったのではないんですね。

(事務局)

ご指摘のございました25ページの「添加物の使用基準違反について」は、10月26日にプレスをした資料でございます。これは、実は関係の事業者さんから保健所のほうに問い合わせがございまして、ここに書いておりますようなソルビン酸の使用が表示としてされてございまして、本来お菓子類で使ってはいけない添加物なのに表示がしてあるという御指摘がありまして、で、事業者のほうに状況を聴取いたしましたところ、使用基準が確認されまして、処分をさせていただいたという事例でございます。

(会長)

だから、これは実際に使っていたけども、そこまでは発見できなかったという。個々のところ、目がそこまではいかなかったという事例ですね。

(事務局)

私どもも、お菓子と、今回、羊羹ですけれども、羊羹をつくられている事業者さんが、本来知っていただくべき、使用してはいけないものに対して使っていたということですが、あるという前提をしらなかったこともあります。別の情報から探知して今回の違反を確認させていただいた事案です。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

今の計画で、数やとかそんなんはよくわかって、ぜひやってほしいというふうに思いますし、残留農薬なんかが残っている商品が流通すること自体があってはならないことですから、やってほしいんですが、ただ、どこで集めた農産物を検査するのやというのは、書いてないんです。我々生産者は、もう口が酸っぱくなるほど農薬取締法を言うてます。キ

ユウリにはかけてもええけども大根にはかけたらあかんの、やっぱりあるんですよと。だから、そうならんように、一生懸命説明をして農薬取締法違反してしまいますと、罰金も10月ぐらいにはふえていますから、一生懸命団体を利用していただく方、ここにおられる委員のところを利用していただく、市場のものは実はいいんですけども、団体を通さないような農産物が最近ふえてきています。そういうなのもしっかりと調査をされておるのかどうか、残留農薬の検査、なかなかそういうのはしにくいと思うんです。流通がもう特定で行ってしまいますから、どこで捕まえて、集めてやるかということは、大変難しいんですけども、やっぱりそんなのは、抜き打ち的に団体を利用されてない方については、やっぱり一生懸命行政としてやってほしいと。それも全く問題がないということなれば、消費者は、安全に理解をするわけですから、いや、これは市場も通ってないし農協も通ってないからわかりませんよと、そんなことでは安全行政でないと思いますから、市場なりに団体は一生懸命協力しますんで、それはいいですけど、それ以外がどうも検査をされてないように思いますんで、そこら辺の計画を31年度しっかりとやってほしいという要望です。よろしくをお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。農産物につきましては、やはり取扱量の多い団体さんに御協力いただく機会が多いかと思えますけれども、必ずしもそこだけが対象ではないというふうに私も理解しておりますので。ただ、この農産物につきましては、やはり事業者さんの御理解がまず大前提です。抜き打ち的にというふうに御指摘もございましたけれども、やはり事業者さんとの事前のいろんな調整をさせていただいて、収去の時期ですとかというのもございますし、その辺を調整できるということでしたら、団体さんがやはりその対象になってくる機会が多いかと思えますけれども、御指摘いただいたようなことも十分配慮させていただきますまして、来年度の検査に臨んでいきたいというふうに考えております。

(会長)

はい。

(委員)

すみません。よくわかりました。それでやってもうたらええんですが、そしたら、市場なり団体を通じた農産物は、これは全部検査しますから安全ですよと、そうでないやつについては、検査してませんからわかりません言うて、今の言い方やと言うてもええわけですな。何か、今の言い方やったら、ちゃんと行政の責任を持って調べますと言うてくれはったら納得するけれども、やはり業者さんの都合も関係もあるさかいに、なかなかようしません言われて回答されたら、我々は団体なり市場なりやさかいに安全ですよと言うて、はっきり言うてもよいと。ほかはわかりません言うたらええわけやね。

(事務局)

ちょっと言い方が間違ってますね。やはり農産物ですので、収穫の時期がどうしても関係してくると思います。そうすると、収去させていただく時期というのをある程度調整させていただくという機会が多いかと思います。今までからの関係のある地元の団体さんとさせていただいていることが多いかと思いますけれども、必ずしもそうでないといけないということもございませんし、その他のところは一切我々検査しませんということでもございませんので、その辺は、御指摘いただいたような御意見を十分考慮しまして、検査の対象に含めるようにさせていただきたいと思います。

(委員)

当然それでいいんですけども、実は私、京北で、ある業者的な、ネギを生産されておる人がおられるんですけど、そのネギは京野菜のネギと違って、できたネギはもうそのまま、根っこは残してですよ、根っこ残して上の部分だけ切り取って持って帰られるんですよ。持って帰ったやつは自分とこの工場持って入って、そのままパックに入れてもう出荷されると。ほなら、また次の芽が、ネギですから根っこがあればまた次出とるんですよ。また、出てきたら切って持っていかれるんですよ。そんなん、どこで検査をする機会があるのかいうたら、全くないんですよ。結局、圃場かどこかで抜き打ち的にやらないと、残留農薬の検査はできませんから、ちょっとそのところは口先だけの話ではなしに、実際にその圃場へ行って、そういうふうに行政として食品安全の計画に載ってますからやらせてもらいますとはっきりと言うて、ぜひやってほしいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

(会長)

そういう状況も踏まえてという。はい。わかったようです。
はい、どうぞ。

(委員)

ネットで買う方も多いですし、業務スーパー、百均、住宅街には地域の方が出されたお野菜も出ています。そういうところへの不安も感じておりますので、調査の範囲を広げていただけたらと思います。

(事務局)

御指摘の点、よくわかりました。やはり、大きなスーパーですね。流通食品でしたら大きなスーパーに収去するケースも多いかと思いますが、そういう小規模なところで、大量に流通してないものに不安を覚えておられる方も、そういうお声もあるということは

承知してしますので、次年度の計画の中で盛り込んでまいりたいというふうに考えます。

(会長)

はい、よろしく申し上げます。

それでは、この3つ目の、次年度、まあ今年度の計画もそうですけれども、次年度への意見聴取もよろしく申し上げますということで、3番目、よろしいですね。

はい、委員。

(委員)

この30年度の食品の収去検査計画の放射線の部分でございますが、平成24年から一度も放射線の基準値を超えたものは検出されていないという状況で、現在に、これからもあと、200検体を100検体に31年度見直す予定ですと書いてあります。この放射線の検査は、国は近隣の17都県に指定しているということですが、京都府はその17都県に入っているんですか。

(事務局)

あくまで今回、東日本の大震災が発生しましたエリアを中心に17府県が構成されていまして、京都府はもちろん入っておりません。その上で、安心・安全な材料を補完するために、国の検査体制とは別に、京都府独自で検査をしてきたというのが実態でございます。少し冒頭で御案内ありましたように、当初、300検体してきたわけですが、おおよそリスクコミュニケーションですとか研修会は、いろんなところで不安な声、それと当初はいろんな声がありましたけれども、周知が図られてきたのかなというふうなことも、我々理解しております。完全にやめてしまうのではなくて、少し数を減らして、他の重点を置くべき項目の中に振り分けていくということを考えているということです。

(委員)

私、10月に、福島県で公衆衛生学会が開催されまして、そのいろいろな現地の状況を伺ってまいりました。原子力委員会の委員長の先生のお話を聞きまして、7年たったけれども、まだ人々の不安というものについて、その対応というのはまだまだできていない状況だというようなことも伺いました。

この京都府においては、あと、今年度、31年度も100検体検査するということは、この食の安心・安全審議会で決定することなんでしょうかね。私の意見は、もうこれ私やめてもいいと考えているんですね。

やっぱり必要なことに税金を使っていかなければならないので、不安を感じている府民がどこにどれぐらいいらっちゃって、どんな不安を持っていらっしゃるのか、ちょっとわからないんですけれども、府民が不安を感じているだろうから、まだまだ検査を続けるん

だということで、それで本当にいいのかどうかと考えています。

実際にもう31年度、まだ100検体も検査しないといけない状況なのか、もう一度見直していただきたいなと感じました。

以上です。

(会長)

はい。そのあたりの御意見も、次の計画のところで述べていただければと思いますが、事務局は何か考えておられますか。

(事務局)

今の抗生物質の件でございますけれども、放射線についての考え方、いろんな意見があるというのは承知しております。その中で、京都府のほうは、国の言います17の都府県には入っておりませんし、実際もう検査は、もう必要ないのではというふうな、今おっしゃったような御意見もあろうかと思っておりますけれども、まず1つの段階として、半分に減らすというふうなことで、事務局としては考えを今まとめているところでございますけれども、実際に来年度の収去検査をどのようにするかということにつきましては、またご意見も聞かせていただく中で、実際に数字なんかも決めていけたらというふうに思っております。よろしくお願ひします。

(会長)

委員。

(委員)

国がまだしなさいと言っていないけれども、京都府独自でやっているということがある一方、またマイクロプラスチックというような今日的な課題につきましては、国が食品安全委員会で取り上げていないので、まだ京都府もやりませんというような計画になっているんですけれども、やはり、今一番大切なこととか、今日的な課題なのか、大切なことについて、やっぱり科学的な根拠に基づいて、本当に今求められていることというのを計画に盛り込んでいく、その京都府の独自性というのを発揮していただきたいと思ひます。

(会長)

ただいまの意見、参考にしていただければと思ひます。

はい、委員。

(委員)

私の場合、京田辺にはたくさん福島から避難していらっしゃる方がいらっしゃいます。

調べることで、安全はもちろん、安心を確保していただいているという面があると思います。調べて出てなかったよということが、とってお母さんたちの安心につながっております、買う動機にもなりますので、ぜひ続けていっていただけたらと思います。

あと、もう一点。やはり、今度、海への冷却水の放出などもまた計画されているようですので、もしそういう事態が起こったときには、検体数が100と決まってもやっぱりちょっとふやすとか、消費者の安心に寄り添った政策というのは、出る出ないにかかわらない部分だと思いますので、検査をぜひ続けていっていただきたいと思います。

【報告事項】

(会長)

それでは、3番目の報告事項に移らせていただきます。

資料の2の御説明をいただくんですが、ちょっと時間的には、ざっと御説明いただければと思います。逐一でなくても。

(事務局)

資料2を御用意いただければと思います。

まず、資料の1ページと3ページですが、先ほども申しましたけれども、食の安心・安全行動計画の次期計画の策定のために、生産者団体あるいは消費者団体の方々と意見交換させていただきましましたので、その概要を載せさせていただいております。

それから、5ページになりますけれども、これは『ズワイガニの漁期前資源調査』の乗船後ご案内」ということで、こういう取り組みをしたということでもあります。

それから7ページは、「京たんご梨」という、ブランド商品になりますけれども、こちらの出荷が始まっているということ。

それから9ページになりますが、京野菜を使ったレシピコンテストを開催しましたので、そのプレス資料を載せています。

11ページは、これ8月分だけですけれども、9月分、10月分も毎月報告しておりますけれども、放射性物質検査の結果ということを掲載させていただいております。府内産農林水産物についても、もちろん基準値超過はございません。

それから13ページですけれども、これは畜産の関係になりますが、「京のこだわり畜産物生産農場」の登録制度というのを設けております。衛生管理をしっかりと、こだわりの畜産物をつくっておられる農家の登録するという制度ですが、その農場が一堂に会したイベントが行われたという中身になっております。

それから、15ページは、「SKYふれあいフェスティバル」で「食の安心・安全」あるいは「食のみらい宣言」コーナーというブースを設けまして、表示に関する展示を見ていただいたり、来ていただいた方に「食のみらい宣言」ということで、宣言していただきま

した。

ブースの各コーナーには、約180名の方がお越しになったということでございます。

それから17ページになりますけれども、こちらは、食品ロス削減の取り組みになります。「食品ロス削減ポスターコンクール」というのを今年度実施いたしまして、中学生、高校生を対象にしたんですけれども、その表彰式と、あと、「もう食べ物を捨てない冷蔵庫整理のコツ」ということで、先ほど、府民大学にも冷蔵庫整理のコツについては、載せているということでお伝えしましたけれども、こういうセミナーをさせていただいております。

それから、19ページになりますけれども、「ムスリムおもてなしセミナー」ということで、9月に、北部会場と南部会場で、それぞれ飲食店や観光にかかわる方々を参集しまして、今後、増えてくるであろうムスリムの方の食事の対応についての研修会をして、いろいろ考え方を深めていただいたというところです。

そして、食品ロス削減のポスターコンクールと審査結果ということで、その報告を載せています。

それから、23ページになりますけれども、「第2回京のプレミアム米コンテスト」は府民審査員の募集ということで、プレミアムコンテストをするに当たっての府民審査員の方々を募集、今月下旬に審査会を開催する予定としております。

そして最後25ページになりますが、先ほど少し見ましたけれども、添加物の使用基準違反という事例がございましたので、それに関する報道発表資料を掲載させていただきました。

簡単ですけれども、以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。

御質問ございませんか。

それでは、なければ、進行を事務局に戻します。

(事務局)

はい。会長ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、健康福祉部の副部長から御挨拶申し上げます。

(事務局)

失礼いたします。健康福祉部の福祉担当の副部長をしております。

本日は、委員の皆様方には長時間にわたり熱心な御協議を賜りまして、ありがとうございました。次期の「京都府食の安心・安全行動計画」、これにつきましては、ことしの3月から本日を含めて4回にわたりまして貴重な御意見をいただきましたことに、改めて感謝申し上げます。

本当に今、食への関心が高く、健康福祉部でも、「人生100年時代」というふうに言われる中で、健康の人となるには、やっぱり心とか体づくりが大切と思っております、その中には、「食の安心・安全」、大切なことだなというふうに日頃から思っております。

この審議会でもずっと御協議いただいた中で、本当に食べれる物の栽培・生産のところから、学校への流通、それからお店での提供、あるいは、食についての教育関係、あるいは学び、そういったことも大切だというふうに改めて思いました。

京都府としましては、農林水産部、健康福祉部、あるいは教育、あるいは商工、本当に府政の多くの分野が、この食の安心・安全にかかわってまいりますので、引き続き、今日のご意見の中にもありましたように、横の連携を大事に取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

また、検査のことについて、いろいろと御意見をいただきました。健康福祉部の方でも検査の体制ですとか、また新しい課題への取り組み等々をしっかりとこれからも検討を続けていきたいというふうに思っております。

今後のこの計画につきましてですけれども、御挨拶にもありましたように、12月の議会に議案を提出させていただきまして、採決を経て、年内に正式な次期行動計画ということになる予定でございます。平成31年度からこの新計画のもと、継続して取り組む課題に加えまして、またHACCPですとか、原料原産地の表示の義務化ですとか、本当に新しい課題、さらには、従来の日本食の文化を伝承していく取り組みなど、総合的かつ計画的に施策展開を図っていくこととなりますので、委員の皆様におかれましては、引き続き、御協力をお願いいたします。

また、今年度、現行の第4次の計画の最終年度ということでもございまして、まだ目標の達成してない項目も先ほど説明させていただきましたけれども、3月までの残りの期間にしっかりとそれぞれの取り組みを努力してまいりたいと考えております。

最後に、今後も、この審議会が実りのある審議、協議の場となりますように、引き続きの御協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は、本当にありがとうございました。

【閉会】